

Title	維新前の宮廷生活補遺
Sub Title	
Author	下橋, 敬長(Shimohashi, Yukiosa)
Publisher	三田史学会
Publication year	1924
Jtitle	史学 Vol.3, No.1 (1924. 6) ,p.115(711)- 133(729)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19240600-0115

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

維新前の宮廷生活補遺

讀者議君のお参考に供したいと存じます。なほ本稿は再度翁の校閲を仰いだものであります。その内本稿の續を記載したいと考て居ります。

本誌第壹卷第參號（大正十一年五月發行）の附錄（別冊）として、會員諸君に頒布致した「維新前の宮廷生活」を講述せられたる下橋敬長翁は、本年八十の高齢に達せられました。が、昨秋京都地方旅行の節、其の御宅をお訪ね致したる處、尙ほ壯者を凌ぐ程のお元氣で、丁度種々の書籍文書を手にせられて、故實のお研究中でありました。種々有益なお話を承りましたが、其の記憶の明晰なる事には實に驚き入る程でありました。其の時座右にありました雲上明鑑と雲上明覽との競争に就いてお話を色々承り、歸京後其の事に就いて御通信がありましたから、是れ迄度々お手紙の節御教示に預りました諸點を集めて「維新前の宮廷生活補遺」と題して左に記して

序に記して置きますが、「維新前の宮廷生活」は恐れ多くも皇后陛下のお手元に達し、又故有栖川宮妃殿下、山階宮殿下にも御一讀遊ばされたと承つております。猶大正十一年十一月十一日 皇后陛下京都行啓の砌には、翁は京都御所に召され大森皇后宮太夫よりの口達にて、皇后陛下には翁の先般臨時帝室編修局にて度々講演せられた筆記並に「維新前の宮廷生活」を御一覽遊ばされたるに依り、特別の御恩召を以て、御肴料金一萬匹並に紅白の御菓子一箱を下賜せらるゝの御沙汰を拜せられました。これは翁の光榮のみならず、實に本會の光榮と致す處であります。翁は其の時感涙せられて左の和歌を詠せられました。

皇后陛下よりの御下賜をかしごみて

みめくみの受けてたうとく仰くかな

我身にあまる今日そかしき

(大正十三年一月三日 武田勝藏記す。)

○一日晴と稱し官服着用の事

京都岡崎神社（元東天王社）の神主千葉陸奥守

は、一位階從五位下なれども、例年九月十六日（今

は十月十六日）神祭の節には、四位の裝束を着用致し度きよし一條殿へ願ひ出てたるに、鷹司大閣殿下へ御相談の處、一日晴と稱し、其れを許可せられました。

○社家の從二位正三位

伊勢兩宮鴨社春日社等の社司は初叙從五位下より進んで、從二位宣下になります。賀茂社、松尾社平野社、稻荷社、住吉社、日吉社等の社司は初叙從五位下より進んで、正三位宣下になります。今

ごも、衣冠並に鳥帽子狩衣着用の節には、四位五位の差貫柳色を着用致し度きよし、中務卿宮より九條殿下へ御願の處、一日晴と稱し其の着用を許可せられました。職に補せられたる人の總名を云ふのであります。

可せられました。柳色の差貫は外記・史・式部省・彈正臺・檢非違使等の五位以上の着用なれども、六位は官職に拘はらず、都て白襖あをの袴（表白晒裏白帽）を着用いたします。右の官職は五位なれば朱緩あらわ（黃色の袍）を着用します。

そして其の外の社家を氏人又は平社家と申しまし
て、位階は何れも從五位下より進んで、正四位下
まで昇級致します。

一 雲上明覽

石清水社は神官の上席に僧侶あり、善法寺、新
善法寺、田中、東竹の四家、初官位權少僧都法眼
より進んで、法印僧正宣下になります。社職は檢
校別當、權別當に補せられます。其の下席に俗別
當、神主、檢知等の神職があります。

○雲上明鑑と雲上明覽

一 雲上明鑑

天保八年に始めて出版致しまして、慶應四年に
至つて居ります。然し其の間外國交易のために、
文久元年より主上中宮の御名並に御歴代の御系圖
等を除きました。其後慶應三年に成りまして、主
上中宮の御名を舊に復し、同四年（明治元年）に
は御歴代の御系圖も亦舊に復せられました。此の
年を以て明覽の最後と致します。

猶翁の言話に據りますと、雲上明鑑の方は其の
始め新撰公家要覽と稱しましたが、元祿の頃に
なりましては新撰公家當鑑と改め、寶永の比より
寛保に至りましては御公家鑑と更に改め、寛延年
西本願寺御門跡の順序に記載してあります。然し天保

八年よりの雲上明覽は、是れに反して西本願寺の方で出版費を支出して居り、其の「准門跡」の條

には本願寺御門跡・東本願寺御門跡と記載してあります。又明覽は神代五代より御歴代の御名・四親王家、諸門跡の略系圖(比丘尼御所は無し)内裏の平面圖等を始め明鑑に比しては、遙かに詳記してあります

それ故に天保八年明覽が出版せられてより明鑑の高家(四位五位を不論)十萬石以下と雖も四位以上の大名昇級の大名に(十萬石以下の大名侍従に任ぜられずして從四位下に叙せらるゝを四品と稱す)任せられるもの

三家の御分家、國主、御老中、四位以上の大夫

職の大夫左京、右京
修理、大膳

八省の大輔中務、式部、民部、治部
兵部、刑部、大藏、宮内

彈正大弼

若年寄並に五位の大名、旗本の五位のものゝ任

く可き事は、明覽に記入の門跡略系圖の中には、

せられるもの、

入道親王と法親王との區別を嚴密に記してある事

八省の少輔

で、先年翁はこれを全部詳細に調べられた處一つ

彈正少弼

の誤も無つたと云ふ事であります。

四府佐左右衛門
左右兵衛

寮の頭

職の亮

同正_{隼人、織部、内膳、主膳}、造酒、采女、主水

彈正忠

左衛門尉

但し豊後の岡（中川修理大夫）、日向の飫肥（伊東左京大夫又は修理大夫）、羽裔の龜田（岩城左京大夫）、奥務一關（田村右京大夫）の四藩主は五位の家柄なれども、代々の例によりて職の大夫に任せられるのであります。

○左兵衛督と左衛門督

左兵衛督　上野國吉井の藩主（壹萬石、外に毎歳米壹萬俵拜領）松平左衛督の祖先は鷹司大閣

維新前の宮廷生活補遺

信房公の男、從四位下左少將左兵衛督信平朝臣でありまして、三代將軍家光公御上洛の節御養子となり、大名に御取立、御三家の御取扱と云ふ事と

なり、代々左兵衛督宣下であります。この左兵衛督は三位以上の官であります。即ち四位にして三位の官を受けるのであります。この家は維新後子爵に列せられ、松平の稱號を廢し吉井と改稱せられました。

左衛門督　高家（千石）中條從四位下侍從中務大輔信禮朝臣（國學者なり）は隠居の處、再勤を仰せ付

けられ、文久四年將軍家茂公御上洛の節、供奉致して上京し、肝煎高家に昇進し、特に御陵墓荒廢

に付き、其の御再興に種々盡力し、勤王の簾を以て、三位以上の官なれども、特に左衛門督の宣下

がありました。

(三萬石) 松平彈正忠も其の例に屬するものであります。

○左衛門尉と彈正忠

左衛尉には大尉少尉とあり、又彈正忠には大忠

少忠とあります、其の大少の文字無くして宣下せらるゝ例があります。それは肥後の熊本細川越中守分家同國宇土(三萬石)細川豊前守行眞は隠居致して、左衛門尉の宣下がありましたので、京

都屋敷(六角通室町)
西入南側)留守居の岡音五郎(此人は學者で能書家にして門人)各御門跡方の御系圖は雲上明覽に記載致してあります、蓮華院御門跡に限りまして其の記載がありませんので、取調べました處を左に記す事に致します。

蓮華光院御門跡は元下京區廣道通松原上ル毘沙多數(あり)には左衛門尉は大少尉の内孰れかと問合せたる處、左衛門尉とのみ返答の旨申居られました。第一皇女殷富門院亮子内親王の御所(依後鳥羽院御准母爲皇后宮)此の外羽衣左内(十七萬石)酒井左衛門尉、豊後國府内(二萬石)松平左衛門尉、奥州會津の分家上總國飯野(二萬石)保科彈正忠、上總國大喜田の歴世を掲げますと、

初祖大僧正道尊 高倉宮以仁王の王子、號安井宮

入道通圓親王 上御門院（西院兼帶）第四皇子

大僧正道融 西園寺太政大臣公經男

准三宮道性 龜山院第八皇子、號駿御宮

僧正性融法親王 龜山院第十四皇子

僧正入道寬尊親王 龜山院第廿三皇子、號西院宮、後移大覺寺

尊守法親王 一品式部卿恒明親王第
二王子、號西院宮

大僧正寬法 中務卿康仁親王第
三王子、號西院宮

權僧正竟圓 康仁親王王子（西院兼帶）

中絕再興准門跡に列せらるゝ

大僧正性演 西園寺内大臣公益男、明暦二年任大僧正
寛文十年門跡再建

大僧正道恕 鷲司攝政前左大臣房輔猶子久我
前内大通誠弟

門跡に復せらるゝ

大僧正尊深 鷲司關白前左大臣輔平男、文政三年隠居、即成院前大僧正、文政七年再任、天保三年寂

寺領は三百石でありますけれども御備物が多數にありますので、有福なる御暮し方てありました。又坊官榎本は中絶しましたが、諸大夫久保長門守、河野陸奥守、同淡路守、六位の侍八木筑前介其外近習青士、小頭、中番等は御一新後迄勤仕致して

權僧正了尊 鷲司准三宮前關白左大臣政懶男
文政三年寂

天保三年右の大僧正尊深の寂した後ちは慶應年間迄三十六ヶ年の間御無住であり、ついで維新後廢寺となりました。中興以來の御墓は三条通の東

蹴上の北大日山の北にあります。同御門跡の御鎮守の金比羅社は御相殿に崇徳院（御束帶の御塑像）

を奉祀し、又境内には同天皇の遙拜所がありましたて、又例月九日十日は晝夜賣物店が多く出並らび參詣人も大勢で盛大がありました。同御門跡は御

居しました。御維新後御殿は廢寺となり、御鎮守 比叡山延暦寺、江州園城寺（三井）の院家は堂上方の金比羅神社は郷社に列せられ、安井神社と申し、の子孫相續し、官は僧都より大僧正まで昇進致し一旦衰微となりたれども當節に至り舊に復し盛大 ます。大僧正は大納言、僧正は參議、僧都は殿上になりました。御寢殿は安中尋常小學校となりま 人の取扱であります。

した。元來嵯峨の大覺寺御門跡の御兼帶であります。准院家 堂上並地下相混じて相續し、官等はしたから、其の御位牌並に什物等は嵯峨へ引取 院家同様に昇進致します。

又昔より名高い蜘蛛切丸の御劍は大佛のり、京都 院室、出世、住侶 相續は准院家と同様で、

博物館へ御預けになりました。序でながら御門跡 官等は僧正まで昇進致します。

で御維新後、廢寺となりましたものは、この外 白川の照高院御門跡（白川）南都の一乘院御門 の門流の如きものであります。教王護國寺（東）高跡（橘御）大乘院御門跡（飛鳥）等であります。雄の神護寺、太秦の廣隆寺、南都の法隆寺、江州

○院家、准院家、院室、出世、住侶

せん。

院家 諸の御門跡、南都興福寺、京都醍醐寺

○坊官と諸大夫

諸門跡には前の院家以下の外に坊官と諸大夫侍の御取扱につき大紋の差貫を着用致すのであります。諸の名が見えますが、この坊官と諸大夫とを別のす。

ものの様に、心得て居るものが多くあります。諸

大夫の入道したものが坊官なのであり、坊主を嫌

ふ人は諸大夫となるのであります。諸大夫になれ
ば、坊官の下席に並立します。入道親王家（宮門　其の家の猶子、となられればなりません。其の近例
跡）にては坊官の家より諸大夫には何時にも成　を少しばかり左に記します。

る事が出来ますが、諸大夫の家より坊官になるに　櫛笥隆望御猶子　八條隆輔卿女輔子（本光院）
は家例がなくてはなる事が出来ません。然し坊官　冷泉入道爲恭卿御猶子　伏原宣條卿女勝子

無人の節には宮より勘例傍例を以て御取立御願に

なれば一代切御取立になります。これは非常の例　橋本實理卿猶子　岡崎國榮卿女元子
であります。

園基理卿猶子 高野保香卿女正子

あります。

(天香院)

下北面河端謙益朝臣女近江

冷泉爲章卿猶子 船橋則賢卿御女臣子

下北面世續重教朝臣女但馬

(遊成院)

鴨社氏人南大路長持縣主女刑部

鳥丸光政卿猶子 勸解由小路資善卿女善子

(南大路は當時菊之改稱)

(蓮正院)

○御初生湯井戸水の事

高倉永雅卿猶子 石井行弘卿女知子

○御差代に出仕の近例

御差オサシは女官の最下のものであります、それは

坊官諸大夫の家より出仕致すのであります、其を祐宮と稱し奉つるに據るのであります。

の人體無き時には地下官人又は社家の女を召出され、依つてこの井戸を
又桃園院様中宮恭禮門院様(一條太閤兼香公女)
れて其の代りと致されます。これを御差代と申す 明治天皇様皇后昭憲皇太后様(一條左大臣忠香公
のです。其の例を一二挙げて見ますと左の如くで 女)は乾門内西側一條家御庭の未申の角「縣井戸」

の水を以て御初生湯を遊ばされました。此の井戸は往昔一條丸の辻の野中にあり、至つて名水で、又山吹蛙の名所であります。寺町通竹屋町下ル東側行願寺（西國三十三所の札所第十九番）革堂觀世音は此の縣井戸の中より出現致されました。よつて一條革堂と申します。（元一條通油小路の東にあり後今地に移轉す）勅撰集の内後撰集春の部名所山吹、橋公平の女の歌に、「都人きてもをらなむかはつなく、あかたの井戸の山ふきの花」とあります。序でながら記して置きます。

右申し上げた縣井戸の石の井筒には西向に横書きていて「縣井戸」と彫刻してあります。（明治三十一年比主殿寮出張所にて南面に替へられました）是れは一條准三官忠良公の臺命にて、諸大夫岡本治

部大輔書博士加茂保考縣主の書きたるものであります。岡本は新家諸大夫なれども、賢聖障子銘書召を以て特に中二年にて加級し、正四位下に御推叙宣下あり（從四位上は四十九歳の時正四位下は五十二歳、諸大夫の加級は新舊とも中五年である）又其後、紫宸殿承明門寄の御額を書き奉り、歎感淺からずして其の功勞に據り享和三年正月十九日光格天皇の思召を以て治部大輔御推任宣下に預ります。した。舊家の諸大夫は權輔があるので、植松文雅

朝臣の治部大輔を特に宣下せられる事となりましたのであります。序で乍ら右の御推任宣下とは競望（競争志願）なくして天皇様の御思召を以て宣下になる事で、位階の御推叙も年限に關せず思召

の宣下であります。

○上階、叙爵、加級

三位になるを上階と、五位になるを叙爵と云ひます。又位の陞る事を加級と申します。

久我家の諸大夫春日讚岐守源仲襄は陽明學にて名高き人で、門人も多數ありました。この人が叙爵せられ、從五位下となりました。爵は天子様

より御盃を賜る身分でありますので、加級致さず

と申され、一生從五位下であります。仲襄は勤王家の爲め關東へ召し捕られ、安政六年十月七日、陵頭を攝家諸大夫の内にて競望の儀を仰せ出され永押込を申し付けられ、京都雲林院村に幽居してました處、自然、宣下に相成ります上は、恐れ多居りましたが、文久三年十二月廿五日關東へ御照い事であります。禁忌の官であるので、正月元會の上、叡慮を以て御赦免に相成り、同三年六月一日より十五日迄、且又御神事の節には朝廷へ出入

廿七日思召を以て本官本位從五位下
讚岐守に復せられ、御

維新後奈良縣知事に任せられ、明治十一年三月廿三日六十七才にて死亡せられました。同三十六年

○諸陵寮の再興と諸陵頭

諸陵寮は元治元年御再興となりまして、其の諸

陵頭を攝家諸大夫の内にて競望の儀を仰せ出され

ました處、自然、宣下に相成ります上は、恐れ多

い事であります。禁忌の官であるので、正月元

を停止せられるので、差支が少くないので、何人 家中條元侍從信禮を諸陵權頭に仰せ付けられました。も競望する者が無く、皆な御断りを申上げたので た。

ありました。依つて親王家の諸大夫へ其の競望を

仰せ出されました處、是れも亦同様に御断申上げ

○御土葬とその御再興

ました。そこで二條殿下より御攝家へ御相談の上 後光明院様崩御の節御先例の通り、御火葬を仰伏見宮附の殿上人若江修理大夫は常に勤仕なき身 分でありますから、修理大夫舊の如く、諸陵頭御推任宣下の儀御治定に相成りまして、若江景長朝臣（カスナガ）なる者、御所御臺所に參り、御土葬御再興の儀を願ひました處、御聞届けに成りました。元治元年五月諸陵頭御推任宣下がありました。せんでしたが、日々歎願致しました結果、泉涌寺其の後量長は辭任致しましたので、内願により へ御達に相成りました處、其の僧侶が承知致しました。六位藏人藤島中務大丞助胤藏人を辭して諸大夫となり、從五位下宣下の節に、中務大丞を辭し、諸陵頭の宣下に預りました。御維新後は野州宇都宮藩主の分家戸田大和守忠至始め和郎を諸陵頭に、高

ます。孝明天皇様は御土葬を仰せ出されましたので、慶應三年正月廿七日酉刻御出棺相成りまして、龕前堂に於て御土葬の御式を御執行になり、泉涌寺住職新善兄寺、尋玄長老鋤を以て御引導を授け奉りました。孝明天皇御陵御在所は幕府にて司りますが、御陵の御道筋並に石段等は攝家五軒にて致すのであります。序でながら前の八兵衛は右の功勢に依りまして明治十二年一月廿二日士族御取立と相成り三重菊章銀杯と金參百圓とを御下賜に相成りました。

○京都櫻橋財團會員舊身分順
第一 伏見宮殿上人 官等は總て堂上の通り、職の大夫、八省の大輔、彈正大少弼、諸國の權守權介に任せられます。
第二 六位藏人 六位の殿上人なれども、位階は六位につき、八省の大少亟、諸寮の助、左右將監、四府左右衛門大少尉に任せられま

す。御用にて朝廷の九門内を通行致す節には六位に付き、下馬して歩行します。堂上地下とも五位以上は乗馬の儘通行致すのであります。
舊京都御所、官、門跡等に奉仕致された人々よりなる京都櫻橋財團なるものがありますが、其の

第三二 兩局

押小路大外記
壬生左大史

（上階すれば地下次第無

名の所に入ります）此の兩家は維新後華族
爵男に列せられましたので、財團の會員では
ありません。

小森幸徳井兩家 小森は代々典藥頭同助
にて六位藏人に補せられ、身分は諸大夫で
あります。幸徳井は陰陽寮勤仕にして、身
分は諸大夫、代々陰陽頭宣下の處、土御門
家六位藏人より堂上に御取立になりまして
からは同家が代々其頭になられますにより
幸徳井は代々其の助又は權助になります。
上階すれば地下次第無名の所に入ります。
幸徳井は加茂姓なれども、縣主にては無之
朝臣であります。

維新前の宮廷生活補遺

攝家親王家諸大夫 官等は八省の内式部

少輔權少輔、治部、民部、兵部、刑部、大
藏、宮内等の權大輔少輔權少輔、太宰少貳
諸寮の頭、職の亮、諸司の正宣下であります。

位階は六位と雖も國の守宣下であります。親王家諸大夫は攝家諸大夫の勘例を
以て、八省の輔に任せられたる事が初例で
あります。新家諸大夫は八省の輔競望はお
めります。おめるとは辭退、遠慮するの意味です。上階すれば地下無名の所に入ります。
中務に限り大輔權大輔少輔權少輔とも
堂上に任せられます。近衛家の諸大夫のみ
は毎年正月元日參内殿に於て天盃を下賜せ
られ、御服所右京大夫が酌を致します。

坊官 身分は諸大夫

上北面院藏人 身分は諸大夫であります
が常に無く、太上天皇御在世の節に、上北面と攝家諸大夫の内より五人、非藏人にて上北面になる家より五人、院藏人同斷。崩御の後は地下次第無名の場所に入ります。

上北面院藏人 身分は諸大夫であります

は國の介宣下、叙爵すれば即ち從五位下になります。其外地下官人悉皆な六位の内は國の介宣下、叙爵すれば即ち從五位下にならば、國の守宣下に預るのであります。

◎史生任免之事

猶右の伏見宮殿上人、兩局等は初叙從五位下であり、清華家、大臣家、諸門跡附の諸大夫は六位と雖とも、國の守宣下があり清華家附の諸大夫は上階即ち三位に陞る事が出來、(三位となれば地下次第無名の所に入ります。)然し清華家附の諸大夫にて久我家の森、春日、徳大寺家の物加波、醍醐家の高津等は格別の家柄であります。

各省職寮司に史生と云ふものが居りますが、位は七位で官は大和大掾とか伊勢大掾とかであります。して大へんゑらそうに見えますが、これは例へて申しますと、圖書寮では其の長野と藤井とに出入りの小間屋、下駄屋、麥蒼屋等が頼んでなるものであります。どうしてなるかと云へば、七位の裝束を著る事が出來、又家には菊の御紋の付いた高

心等が召捕に踏み込む事が出来ません爲め等であります。若し長野藤井に出入の魚屋等が史生を願

り出で、兩人が承諾すると前の史生を免じて、其を禁ずる旨達せられて、左の人々が定められる事

となりました。

ひ出で、兩人が承諾すると前の史生を免じて、其の魚屋を新規に史生に任じ、職事から順を経て議奏傳奏五攝家に届け出で、勅問の日書き出して正七位下、大和大掾等と宣下があり、地下次第に書き入られます。然る所文久三年將軍家茂上洛のお土産として禁裏に拾五萬俵(四斗俵六萬石)を献納することなり四親王家五攝家以下へ其の幾分を御分配として御下賜になり、史生には貳拾俵(八石)御下賜と相成りました。これが爲め是迄の通り史生夫近藤式部權少輔長義朝臣の發端にて、他の攝家の諸大夫と相談の上、鷹司様より史生の勝手任免

御所御出入の町人は數あります、其の中で左に挙げます十人は、無位にて受領を申します者であります。大國にては大掾少掾、上國中國下國ではたゞ掾とのみ稱します。

西洞院夷川上ル 日本銀治宗匠 三品伊賀守
室町通中立賣角 香具藤井播磨守
室町通武者小路下ル 同 小川伊勢大掾
寺町通竹屋町下ル ふしの粉川端陸奥大掾
一條通烏丸西入 菓子虎屋近江大掾(黒川といふ)
烏丸通中立賣下ル 同 二口屋能登掾(同)
三條通河原町西入 鈎 福井伊豫掾
烏丸通上長者町角 紅 小紅屋和泉掾(下村といふ)
烏丸通上長者町下ル 裝束黒田常陸掾
烏丸通下立賣下ル 同 黒田丹後掾

ます。

○園の屏風

京都上區御池通大宮西入口神泉苑(シンゼンエン)と云ひ平安京御造營の大内裏の禁苑であります、泉池、假山、關亭兼備して桓武天皇様以來世の天皇様御遊の地であります。然し爾來星移り物換りまして、漸次荒廢致し、元和年間僧覺雅幕府に請ひまして、其の池中の島に小祠を建て、其の舊跡を保存し、真言の精舍と致しました。舊來因縁ある東寺寶善提院の兼帶であります。こゝに有名な「園の屏風」壹双がありますが、狩野元信の筆と傳へられてあります。

烏丸通下立賣上ル 同 高田出雲掾
寺町通二條上ル 筆墨 松井和泉掾(古梅園)

後水尾院様中宮東福門院様は徳川二代將軍秀忠公の御女であります。それ故將軍家に毎々献上物の御沙汰がありまして、其の都度献上致して居りました處、又々御屏風一双の献上を仰せ出されました處、將軍家にては毎々の事にて、腹を立てゝ恐

方、昔大内裏の節には大池であります。今小池になりまして、昔此の池の鷺に從五位下の位を宣下に相成りました。これに依つて今に五位鷺の名が残つて居るのであります。

下 橋 敬 長

れ入り奉つるべき御書を記載致し、閔の屏風と稱して献上致しました處、後水尾院様には御不満に思召され、これを神泉苑へ御寄附に相成りました御維新後東寺へ預り大切に保存致して居ります。

神泉苑は前の小祠龍王祠に善女龍王を祭つて、もとは毎年八月一日が祭禮日であります。御維新後は五月一日に改められ、其の時は神輿一基、劍鉢三本其外に行列があります。祭禮の節は神官と僧侶と合併して供奉致します。猶境内五拾間四